

北中城幼稚園 幼稚園型一時預かり事業 法定代理受領額について

令和2年度の幼稚園型一時預かり事業の法定代理受領額は、以下のとおりとなります。なお、1人あたりの算出方法については、算出方法をご確認ください。
また、本通知はあくまで昨年度（令和2年度）の実績を報告するものであり、この通知によって追加の給付や利用者負担額の発生等が生じるものではありません。

令和2年度 幼稚園型一時預かり事業 施設等利用給付費一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1人あたり利用料
受領額	60,300円	164,700円	372,900円	388,800円	271,800円	316,200円	411,300円	324,300円	358,500円	354,300円	342,000円	361,800円	日額300円／1人あたり （※夏休みなどの長期休業日も一律料金となります。） 預かり保育の実施日は、4月5日～翌年3月31日までとなります。
対象数	32人	61人	63人	65人	65人	69人	69人	69人	68人	69人	70人	70人	

【算出方法】

園児1人につき日額300円に月の利用日数を乗じた額が預かり保育料であり、無償化となる。

例）ひと月の利用日数が15日の場合、 $300円 \times 15日 = 4,500円$ が当該月の預かり保育料となり、この金額が無償化となる。

※具体的な金額がお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

<問い合わせ先>
北中城村役場こども未来課こども園係 TEL：098-935-2230（内線112・113）

【参考：「法定代理受領」の通知の法的位置付け】

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設等利用費については、給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に幼児教育に要する費用に充てるため、北中城村から本園に対し直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。）

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第56条第2項により、特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設等利用費の額について、給付認定保護者に通知しなければならないことになっております。